

登園基準一覧

	病名	出席停止期間の基準	備考	
第2種	インフルエンザ	発症後5日間を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで ※	予防接種あり	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬治療が終了するまで		
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで		
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで		
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで		
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで		
	結核	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
	髄膜炎菌性髄膜炎			
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで		
第3種	流行性結膜炎（はやり目）	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
	急性出血性結膜炎			
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）			
第3種その他	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで	急性腎炎、リウマチ熱 黄斑病合併	
	手足口病	発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態の安定するまで		
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身状態がよければ登園可能		
	ヘルパンギーナ	症状が改善し、全身状態がよくなるまで		
	マイコプラズマ感染症			
	流行性嘔吐下痢症（伝染性下痢症）			
	ウイルス肝炎			
	水いぼ	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること ※		
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること ※		
	アタマジラミ	駆除を開始していること ※		フェノトリン粉剤または同シャンプーで駆除

条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの

この表は保育園の登園時期について参考にしていただくため、学校保健法と日本学校保健会発行の「児童生徒の健康マニュアル」等から病名、出席停止の期間の基準について抜粋しました。ただし、※印については、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」の基準を記載しています。